

## 一般事業主行動計画策定

職員が仕事と子育てを両立させ、JAにおける能力を十分に発揮できる環境を整えるために一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日

2. 内 容

**目標1** 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間内に1人以上取得する

女性・・・取得率を70%以上にする

<対策>

- ・相談窓口の整備および設置
- ・諸制度の周知および促進

**目標2** ワーク・ライフ・バランスを推進し、次の項目の促進を行う。

① 年次有給休暇の取得促進

② 『ノー残業デー』の実施

<対策>

- ・子どもが生まれる際の父親の休暇取得促進(2日以上)
- ・男性の子育て目的の休暇取得促進
- ・『ノー残業デー』の定着化をはかるため、事業所毎に毎月1日以上実施
- ・一般職・管理職の意識改革

**目標3** 次世代の『食と農』の教育を目的として、『親子農業体験』を開催する。

<対策>

- ・週末に年間数回を管内各地で計画する